

特定非営利活動法人

ソメイヨシノの里ひろば駒込設立総会

議 案 書

令和2年10月7日（水）午後6時30分より

会場：区民ひろば駒込

区民ひろば駒込運営協議会

議案書 目次

第一号議案	本法人の設立について・・・・・・・・・・	1
第二号議案	本法人の定款について・・・・・・・・・・	2
第三号議案	設立当初の役員について・・・・・・・・	1 2
第四号議案	設立当初の資産について・・・・・・・・	1 4
第五号議案	事業計画及び活動予算について・・・・	1 5
第六号議案	設立当初の入会金及び会費について・・	1 9
第七号議案	確認書の確認について・・・・・・・・・・	2 0
第八号議案	法人設立認証申請について・・・・・・・・	2 1

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込 設立趣旨書**1. 趣旨**

平穏な日常生活を奪った東日本大震災から10年の歳月が流れようとしています。

地震、津波を始めとして台風、豪雨、洪水、土砂災害等々、日本は世界でも有数の自然災害の多発国といわれています。災害が起こる度に日常生活に溶け込んでいた『今までの風景』が失われ、人間の営みを破壊してきました。

私たちは災害の悲惨さを通して人と人との『寄り添う』『支え合う』という大切さを経験し、学んできました。

駒込は豊島区の東端にあって、緑が多く季節ごとに自然を満喫できる地域です。その中でサクラといえばソメイヨシノといわれる『ソメイヨシノ発祥の地』(染井村)としてその名が知られています。また、昔ながらの商店街の佇まいや神社などの史跡があり、近隣には六義園、旧古川庭園があって歴史と文化の町ともいえます。

駒込地域の町会や商店会は年間を通して地域に親しまれる様々な行事を行うとともに、春にはひろば駒込前(染井吉野桜記念公園)で6つの町会と4つの商店会の主催で「染井よしの桜祭り」を開催して、地元の小・中学校や各出演団体の歌や踊り、演奏の出し物が披露されて、賑やかな模擬店など地域の方々が楽しめる行事も行われています。

ひろば駒込は駒込駅から徒歩1分の都電駒込車庫の跡地にあります。駒込の地域はもともと公共施設が少なく、隣接区の公共施設に足を運ぶことが日常でした。この都電車庫の跡地を有効活用したいとの地元の強い要請を受けて、昭和42年から59年までを要して都営駒込住宅、駒込社会教育会館(現駒込地域文化創造館)、駒込図書館、駒込第三保育園、日本赤十字血液センターの複合施設の一面にひろば駒込の前身である駒込ことぶきの家と駒込児童館が誕生しました。

区民ひろば駒込は平成19年4月1日に開設しました。その後、準備委員会の活動を経て、平成20年7月6日に区民ひろば駒込運営協議会が発足しました。地域に支えられて発足したひろば駒込は自主的な活動の場として地域のつながりを大切に世代間交流事業のひとつ「みんなのひろばまつり」や高齢者を対象とした事業(いきいき部会主催)、乳幼児とその保護者を対象とした事業(すくすく部会主催)、情報提供を行う広報活動(広報部会)などの様々な活動を推し進めてきました。

これまでの活動を踏まえた上で、ひろば駒込に求められる課題はさらに広がりのあるコミュニティの活性化を高める中で多様な地域のニーズに応じた課題を明確にして、また参加と協働のまちづくりの一端を担うことが重要であるという考えに至って、ここに特定非営利活動法人へとステップアップしようと決意しました。

私たちはキーワードとして《支え合う》ことを基本姿勢として、(1)ひとりひとりの思いを支えに (2) 取り組みの透明化を支えに (3) 地域の特色を支えに の3つの視点を位置づけて特定非営利活動法人の設立に向けてスタートしました。

特定非営利活動法人として認可された時は、①法令に遵守した運営 ②多様な活動の推進による地域コミュニティの活性化 ③地域の資源を活かした施設管理・運営 ④適切な予算の執行 ⑤地域のニーズに応じた情報提供などを常に心掛けることで健全な法人運営が展開できると考えます。そして豊島区が推進するセーフコミュニティの実現に寄与してまいります。

2. 申請に至るまでの経過

平成19年4月1日 区民ひろば駒込開設

平成20年7月6日 区民ひろば駒込運営協議会発足

その後、世代間交流事業、高齢者を対象とした事業、乳幼児とその保護者を対象とした事業、情報提供の広報活動等多数の事業を展開して今日に至る。

令和2年10月7日

設立代表者 住所 東京都豊島区駒込1丁目19番4号
氏名 片桐 昌英

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区駒込二丁目2番4号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、豊島区が推進するセーフコミュニティの実現に向けた、地域力の向上と生活の安全と質を高めるまちづくりをめざすとともに、高齢者を対象とした事業、乳幼児とその保護者を対象とした事業、世代間交流を促進する事業、生涯学習に関する事業、文化・芸術・スポーツの振興を図る事業等を行い、地域のつながりある、豊かなコミュニティ醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者を対象とした事業
- (2) 乳幼児とその保護者を対象とした事業
- (3) 地域の世代間交流を促進する事業
- (4) 生涯学習に関する事業
- (5) 文化・芸術・スポーツの振興を図る事業
- (6) 区施設の管理・運営に関する事業
- (7) 地域安全活動及び区民ひろば駒込の広報活動

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員
の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、
理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この
法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為
又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、
これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を
述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後
最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者
の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散にともなう残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

2 前項第8号、9号及び第11号に規定する事項については、理事会で代決することができる。ただし、後日総会に報告し、承認を得るものとする。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名または記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名または記名、押印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人が定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

- 第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示して行う。
- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	片桐 昌英
副理事長	伊地知 和代
副理事長	釜島 一郎
理事	石津 洋一郎
理事	伊藤 治樹
理事	今井 智恵子
理事	河村 光子
理事	佐藤 清三郎
理事	中村 純子
理事	比留間 恭子
理事	藤井 芳子
理事	邊見 有子
理事	渡部 均
監事	小川 幸雄
監事	亀田 眞一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員、賛助会員ともに入会金0円、年会費0円とする。

(案)

設立・役員変更に用

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	タカギリ ショウエ 片桐 昌英	東京都豊島区駒込1丁目19番4号	有 <input type="radio"/> 無	理事長
2	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イヂチ カズヨ 伊地知 和代	東京都豊島区駒込2丁目2番3-6 03号	有 <input type="radio"/> 無	副理事長
3	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	カマシマ イチロウ 釜島 一郎	東京都豊島区駒込4丁目4番10- 303号	有 <input type="radio"/> 無	副理事長
4	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イシツヨウイチロウ 石津 洋一郎	東京都豊島区駒込2丁目11番1号	有 <input type="radio"/> 無	
5	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イトウ ハルキ 伊藤 治樹	東京都豊島区駒込7丁目12番7号	有 <input type="radio"/> 無	
6	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	イマイ チエコ 今井 智恵子	東京都豊島区駒込6丁目34番7号	有 <input type="radio"/> 無	
7	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	カワムラ ミツコ 河村 光子	東京都豊島区巢鴨2丁目16番4- 901号	有 <input type="radio"/> 無	
8	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	サトウセイサブロウ 佐藤 清三郎	東京都豊島区駒込2丁目2番4-1 305号	有 <input type="radio"/> 無	
9	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ナカムラ ジュンコ 中村 純子	東京都豊島区駒込3丁目21番1号	有 <input type="radio"/> 無	
10	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ヒルマ キョウコ 比留間 恭子	東京都豊島区駒込7丁目16番10 号	有 <input type="radio"/> 無	

設立・役員変更用

11	理事・監事	フジイ ヨシコ 藤井 芳子	東京都豊島区駒込3丁目30番2号	有・無	
12	理事・監事	ヘンミ ユウコ 邊見 有子	東京都北区西ヶ原3丁目25番1号	有・無	
13	理事・監事	ワタベ ヒトシ 渡部 均	東京都豊島区駒込2丁目12番3号 メゾンK103号	有・無	
14	理事・監事	オガワ ユキオ 小川 幸雄	東京都豊島区駒込2丁目13番9号	有・無	
15	理事・監事	カメダ シンイチ 亀田 眞一	東京都豊島区駒込3丁目3番13号	有・無	

設立当初の財産目録(案)

令和2年 10月 7日現在

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

(単位:円)

科	目	金	額
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金預金	75,242	
	手元現金	0	
	銀行普通預金		
	未収金		
	事業未収金		
	流動資産合計		75,242
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	車両運搬具		
	什器備品		
	パソコン1台		
	有形固定資産計		
	(2)無形固定資産		
	無形固定資産計		
	(3)投資その他の資産計		
	敷金		
	投資その他の資産計		
	固定資産合計		
	資産合計		75,242
II	負債の部		
1	流動負債		
	未払金		
	事務用品購入代		
	流動負債合計		
2	固定負債		
	長期借入金		
	銀行借入金		
	固定負債合計		
	負債合計		
	正味財産		75,242

令和2年度

事業計画書

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

1 事業実施の方針

初年度は、従来の区民ひろば駒込及び運営協議会の計画に基づき事業を継承する。乳幼児、高齢者、世代間交流の事業を中心に展開し、NPO法人としての実績を確実に積み上げる。次年度事業を活発化させるため企画会議、理事会を重ね役員相互の合意形成を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 ———— 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
高齢者を対象とした事業	転倒予防体操や脳トレ等の実施や敬老の集いを通じて高齢者福祉を推進する。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
乳幼児とその保護者を対象とした事業	親子リトミック、ベビーダンス、季節行事等を実施し子育てを支援する。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
地域の世代間交流を促進する事業	ひろばまつり、七夕、新春の集い、節分等の季節行事を通じて世代間の交流を図る。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
生涯学習に関する事業	様々な世代の地域住民が自己啓発をすると共に日々の充実、向上を図るための場の提供をする。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
文化・芸術・スポーツの振興を図る事業	ポッチャ、作品展示、舞台発表及び音楽会やコンサート、健康増進体操を実施する。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
区施設の管理・運営に関する事業	区民ひろば駒込の施設管理・運営等を行い、日常の利用に供する。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————
地域安全活動及び区民ひろば駒込の広報活動	地域安全活動及び、区民ひろば駒込の広報活動（ホームページ更新、広報誌発行等）を行う。	次年度以降	区民ひろば駒込	————	————	————	————

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 ———— 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
————	————	————	————	————	————

(案)

令和3年度

事業計画書

特定利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

1 事業実施の方針

令和3年度は、従来の区民ひろば駒込及び運営協議会の計画に基づき事業を継承する。乳幼児、高齢者、世代間交流の事業を中心に展開し、NPO法人としての実績を確実に積み上げる。次年度事業を活発化させるため企画会議、理事会を重ね役員相互の合意形成を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 24,333 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
高齢者を対象とした事業	転倒予防体操や脳トレ等の実施や敬老の集いを通じて高齢者福祉を推進する。	年90回 (月)～(金)	区民ひろば駒込	1回 3人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	2,300人	265
乳幼児とその保護者を対象とした事業	親子リトミック、ベビータンダンス、季節行事等を実施し子育てを支援する。	年200回 (月)～(金)	区民ひろば駒込	1回 2人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	11,580人	265
地域の世代間交流を促進する事業	ひろばまつり、七夕、新春の集い、節分等の季節行事を通じて世代間の交流を図る。	年7回 4月・6月・7月・ 10月・12月・1月・2月	区民ひろば駒込	1回 3人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	不特定多数	265
生涯学習に関する事業	様々な世代の地域住民が自己啓発をすると共に日々の充実、向上を図るための場の提供をする。	年30回 月一回及び隔月	区民ひろば駒込	1回 3人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	300人	85
文化・芸術・スポーツの振興を図る事業	ポッチャ、作品展示、舞台発表及び音楽会やコンサート、健康増進体操を実施する。	年20回 不定期	区民ひろば駒込	1回 3人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	700人	90
区施設の管理運営に関する事業	区民ひろば駒込の施設管理・運営等を行い、日常の利用に供する。	通年	区民ひろば駒込	1回 3人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	不特定多数	23,278
地域安全活動及び区民ひろば駒込の広報活動	地域安全活動及び、区民ひろば駒込の広報活動（ホームページ更新、広報誌発行等）を行う。	キッズセーフ等掲示 ホームページ更新・ 毎月 広報誌発行 年1回	区民ひろば駒込	1回 2人程度	豊島区立駒込小学校地区近隣住民	不特定多数	85

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 — 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
—	—	—	—	—	—

(案)

第五号議案

令和2年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
地方公共団体補助金		0	
4 事業収益			0
(1) 高齢者を対象とした事業収益		0	
(2) 乳幼児とその保護者を対象とした事業収益		0	
(3) 地域の世代間交流を促進する事業収益		0	
(4) 生涯学習に関する事業収益		0	
(5) 文化・芸術の振興を図る事業収益		0	
(6) 区施設の管理・運営に関する事業収益		0	
(7) 地域安全活動及び区民ひろば駒込の広報活動に関する事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			0
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			0
講師謝礼		0	
事業実施用消耗品費		0	
事業実施諸経費		0	
事業費計			0
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			0
事務用消耗品費		0	
会議・研修費		0	
小破修繕費		0	
損害賠償保険料		0	
日常清掃業務経費		0	
通信費		0	
管理費計			0
経常費用計			0
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			0
(C) 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			0
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			75,242
次期繰越正味財産額③－④+⑤			5,242

(案)

第五号議案

令和3年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		0
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		300,000
	受取補助金	0	
	地方公共団体補助金	300,000	
4	事業収益		30,555,000
	(1) 高齢者を対象とした事業収益	0	
	(2) 乳幼児とその保護者を対象とした事業収益	0	
	(3) 地域の世代間交流を促進する事業収益	0	
	(4) 生涯学習に関する事業収益	0	
	(5) 文化・芸術の振興を図る事業収益	0	
	(6) 区施設の管理・運営に関する事業収益	30,555,000	
	(7) 地域安全活動及び区民ひろば駒込の広報活動に関する事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
	経常収益計		30,855,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		23,278,000
	給料手当	23,050,000	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	228,000	
	(2) その他経費		1,055,000
	講師謝礼	384,000	
	事業実施用消耗品費	5,000	
	事業実施諸経費	666,000	
	事業費計		24,333,000
2	管理費		
	(1) 人件費		1,200,000
	役員報酬	0	
	給料手当	1,200,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		5,222,000
	事務用消耗品費	1,664,000	
	会議・研修費	124,000	
	小破修繕費	397,000	
	損害賠償保険料	15,000	
	日常清掃業務経費	3,000,000	
	通信費	22,000	
	管理費計		6,422,000
	経常費用計		30,755,000
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		100,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		100,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		5,242
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		35,242

(案)

第六号議案

設立当初の入会金及び会費

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込は、
設立当初の入会金及び会費は、定款第8条の規定にかかわらず、
正会員、賛助会員ともに入会金0円、年会費0円とする。

確 認 書

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込は、令和2年10月7日に開催された設立総会において、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することを確認しました。

令和 2年 10月 7日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込

設立代表者 住所又は居所

東京都豊島区駒込1丁目19番4号

氏 名

片桐 昌英

印

令和2年10月7日

東京都知事 殿

申請者 郵便番号 170-0003
住所又は居所
東京都豊島区駒込1丁目19番4号
氏名 片桐 昌英 印
電話番号 03-3942-0679

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 (フリガナ) 特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンソメイヨシノノサトヒロバコマゴメ 特定非営利活動法人ソメイヨシノの里ひろば駒込
2 (フリガナ) 特定非営利活動法人の代表者の氏名	カタギリ ショウエ 片桐 昌英
3 主たる事務所の所在地	郵便番号 170-0003 東京都豊島区駒込2丁目2番4号 電話番号 03(3917)9873 ファクシミリ番号 03(3917)9818
4 その他の事務所の所在地	郵便番号 電話番号 () ファクシミリ番号 ()
5 定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民を対象として、豊島区が推進するセーフコミュニティの実現に向けた、地域力の向上と生活の安全と質を高めるまちづくりをめざすとともに、高齢者を対象とした事業、乳幼児とその保護者を対象とした事業、世代間交流を促進する事業、生涯学習に関する事業、文化・芸術・スポーツの振興を図る事業等を行い、地域のつながりある、豊かなコミュニティ醸成に寄与することを目的とする。